

# 1 東京都消費生活条例施行規則（抜粋）

平成 6 年 12 月 26 日  
東京都規則第 225 号  
平成 14 年 3 月 29 日改正

## 第 1 章 総 則

### （趣 旨）

**第 1 条** この規則は、東京都消費生活条例（平成 6 年東京都条例第 110 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。）

（第 2 条～第 4 条は省略）

## 第 3 章 適正包装の一般的基準

**第 5 条** 条例第 19 条第 1 項に規定する販売の際の包装について事業者が守るべき一般的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 内容品の保護又は品質の保全上、適切な包装をしなければならないこと。
  - 二 包装の安全性を確保しなければならないこと。
  - 三 内容品の保護又は品質の保全上必要以上に、空間容積若しくは包装費用が過大となる包装又は過剰な包装をしてはならないこと。
  - 四 過大なまたは過剰な包装によって、消費者の判断を誤らせ、その商品選択を妨げてはならないこと。
  - 五 内容品の表示又は説明を不明確にするような包装によって、消費者の商品選択を妨げてはならないこと。
  - 六 消費者にとって購入しやすい内容量ごとに商品を包装するように努めなければならないこと。
  - 七 包装の二次的使用機能（内容品の保護機能又は品質の保全機能を果たした後の使用機能をいう。）を必要以上に強調することによって、消費者の商品選択を妨げてはならないこと。
  - 八 詰め合わせ包装（二つ以上の異種又は同種の商品を同一の包装に詰め合わせたものをいう。）によって、消費者に不当な価格を強制し、又は詰め合わせられた個々の商品の購入の機会を妨げてはならないこと。
- 2 事業者は、商品を包装するに当たり、包装に係る資源の節約及び廃棄物の適正な処理を考慮しなければならない。

（第 6 条～第 38 条は省略）

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規則は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - 二 東京都適正包装の一般的基準に関する規則（昭和 51 年東京都規則第 113 号）

### 附 則

この規則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。